平成２４年（フ）第１２３４２号
埼玉県秩父郡皆野町大字野巻69―３
破産者　宮原　伸夫
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４０５号
神奈川県川崎市麻生区上麻生５丁目45―44　Ａ―101
破産者　狩野シゲ子
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４２０号
東京都西東京市富士町３丁目４―13
破産者　大森　富一
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３号
秋田市将軍野南５丁目10番24号　保坂貸家、前住所秋田市牛島西２丁目９番10号　アーバンハイツ三浦Ｂ―６
破産者　千葉　沙織
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８号
福島県いわき市泉町下川字田宿121番地の１
破産者　有限会社人参
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７４１号
埼玉県鴻巣市宮前575番地７
破産者　有限会社ケイ・エス・メンテナンス
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎61番地
破産者　株式会社総工サービス
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目39番２号
破産者　有限会社いわいち企画
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６１３号
東京都千代田区神田小川町２丁目２番地２、旧本店所在地東京都港区六本木３丁目４番24号
破産者　プラス・セブン株式会社（旧商号株式会社オフィス2020新社）
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１４号
東京都江東区新大橋１丁目６―６―201
破産者　中村　健輔
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９４４号
東京都板橋区高島平２丁目１番15号
破産者　株式会社てんからてん
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０１号
宮崎県小林市細野5740番地1307
破産者　株式会社レストラン安愚楽北霧島
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０５０号
東京都港区芝浦３丁目10番６―1103号
破産者　天哲ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ株式会社
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３８２号
東京都港区南麻布５丁目15―11
破産者　星野　俊二
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７４７号
東京都新宿区西新宿７丁目９番６号
破産者　株式会社ジー・アイ
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９号
富山県中新川郡立山町坂井沢62番地２
破産者　株式会社檜美樹ホーム
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
長野県大町市八坂1160番地
破産者　株式会社あすかの杜
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９７号
長野県北安曇郡白馬村大字北城2948番地７
破産者　有限会社シオン
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８５号
長野県飯田市鼎上山3771番地12
破産者　株式会社新葉社
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第６２号
岐阜県高山市桐生町７丁目111番地
破産者　有限会社コーポ城山
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市前芝町字東40番地
破産者　市川　達也
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４０１４号
大阪市東住吉区針中野１丁目20番12号
破産者　株式会社北岡
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部